

－医療情報取得加算について－

当院は薬剤情報、特定健診情報等 の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

■受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

上記の体制により、令和 6 年 12 月より「医療情報取得加算」として、以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

○初診時
医療情報取得加算 1点

○再診時(3 月に 1 回限りの算定)
医療情報取得加算 1点

令和 6 年 12 月 2 日より保険証の新規発行は終了しましたが、現在のお手元にある保険証については有効期間内、又は令和 7 年 12 月 1 日まで使用できますが、順次マイナカードへの紐づけをよろしくお願いいたします。

今後も引き続きマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

ひびの歯科医院
院長 日比野 聖史